大野観光自動車株式会社 取引条件書(手配旅行・旅行相談)

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約（含む旅行相談）が成立した場合契約書面の一部となります。
毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部・旅行相談契約の部)によります。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

１．申込金と契約の成立

(1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出いただくとともに、旅行代金の20%相当額の申込金を申し受けます。
申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。
旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込下さい。

(2)お申込みいただくご旅行の契約(手配旅行契約)は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭（お電話）によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。

(3)「通信契約」を希望されるお客様からの申込と契約の成立
当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下会員)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下通信契約)を条件に申込を受けた場合、上記(1)(2)とは以下の点で異なります。

①契約成立は、電話の場合は当社が承諾をした時、電子承諾通知による場合は当社が承諾する通知を発した時とします。
また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日(解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻しします)」となります。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

２．お申し込み条件

(1)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

(2)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込のお引き受けをお断りする場合があります。

３．旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること)などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

お引受する内容		旅行業務取扱料金	
手配旅行	(1)運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合	取扱料金	運輸機関等1手配につき540円 宿泊機関等1施設につき540円 の合算額以上、旅行費用総額の20%以内
	(2)運送機関・宿泊機関等を単一に手配する場合及び提携クレジットカードによるノークーポン宿泊手配の場合	取扱料金	運輸機関等1手配につき540円以上 宿泊機関等1施設につき540円以上 旅行費用総額の20%以内。旅行費用総額が2,500円未満の場合は324円を申し受けます。
	(3)変更の手続き	変更手続料金	運輸機関等のクーポン券１枚につき540円以上、宿泊機関等１施設につき540円以上、当該変更された運送機関・宿泊機関等に係る旅行費用の20%以内
	(4)取消の手続き	取消手続料金	
	(5)お客様の依頼により緊急に現地手配、変更、取消のための通信連絡を行った場合等	通信連絡料金	実費とは別に１件につき540円
	(6)添乗サービス	添乗ｻｰﾋﾞｽ料金	１日１名：8,640円
	(7)空港等でのあっせんサービス	あっせんｻｰﾋﾞｽ料金	１名：9,720円

お引受する内容		旅行業務取扱料金	
旅行相談	(8)お客様の旅行計画作成のための相談	相談料金	基本料金60分:1,080円(以降30分毎525円)
	(9)旅行日程表の作成		日程表１件につき2,160円
	(10)旅行代金見積書の作成		見積書1件につき2,160円
	(11)旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供		資料A4版１枚につき540円
	(12)お客様の依頼による出張相談		上記(8)～(11)までの2,160円増

(注)
1. 上記の旅行業務取扱料金は消費税が含まれています。
2. お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これに係る(1)～(12)の旅行業務取扱料金を申し受けます。
3. (2)の「運輸機関等を単一に手配する」とは、航空JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
4. 変更・取消のお申し出は、お申込店の営業時間内にのみお引き受けいたします。
5. (3)(4)の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、運輸機関・宿泊機関が定める取消料・払戻手数料等(別表)とは別に申し受けます。ただし、JR券、航空券を取消・払戻する場合は、(3)(4)の規定にかかわらず変更・取消・払戻に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。
6. 添乗員・あっせん員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます。
7. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
8. (7)のサービスを夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は5,250円増しになります。

４．ご旅行代金

(1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

(2)当社は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

５．当社の責任と損害賠償・免責事項

[手配旅行]

(1)当社の責任と損害賠償
当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(2)免責事項
当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
イ.食中毒
ウ.お客様ご自身の故意または過失による損害
エ.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3)お客様の責任
お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

[旅行相談]

(1)当社の責任及び免責
契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限ります。
当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

６．個人情報の取り扱い

当社及び当社の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)を指して当社らといいます。

(1)当社らは、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「下記」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社らでは、
①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン・各種イベント・セミナー等のご案内
②旅行のご意見やご感想の提供及びアンケートのお願い
③特典サービスの提供
④統計資料の作成
等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3)当社らは、旅行添乗業務、空港等でのあっ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(4)当社らは、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの、お客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らと代理店契約を結ぶ企業との間で、共同して利用させていただきます。

(5)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

別表(運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料)

1. JR

きっぷの種類	払いもどしの条件	手数料
乗車券 回数券 急行券 自由席特急券 特定特急券 自由席グリーン券	使用開始前で有効期間内 (前売りの乗車券類については 有効期間の開始日前を含みます)	220円
立席特急券	出発時刻まで	220円
指定席特急券 指定席グリーン券 寝台券 指定席券	列車出発の2日前まで	330円
	出発日の前日から出発時刻まで	30%(最低330円)
バス乗車券	使用開始前で有効期間内	100円

(注) 1. 割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。
2. 乗車券は、未使用の営業キロが100キロを越える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば払いもどすことができます。(ただし条件があります)その他、詳しくは係員にお尋ねください。

2. 航空

(払戻しは航空券と引換えに有効期間および有効期間満了日の翌日から起算して10日以内に限り行います。)
・航空券を払戻す場合、1枚につき420円(消費税込)の払戻手数料を申し受けます。
・座席予約済の航空券を払戻す場合、取消時刻により払戻手数料に加え、各航空会社の定めた約款、規定による取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ね下さい。
(注) 1. 取消は、お申込店の営業時間内にお申し出ください。
2. 一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

3. JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています。)
払戻しは、発行日または利用日により1ヶ月以内に限ってお取扱いします。
原則本券を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に指示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

4. 宿泊

(1)お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻しいたします。
(2)払戻しは、発行日またはご利用日により1ヶ月以内に限って、宿泊確認証等発行支店にてお取扱いします。
(3)取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。

(1)宿泊確認証等の金額欄に(税・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄に明示されています。その他の税(例:入湯税・東京都の宿泊税)がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。

(2)宿泊確認証等の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払いください。

取消料についてのご案内

(1)旅館　取消料は旅館毎の宿泊約款によります。(下記は標準的な例です。)

取消日 予約人数	取消料金						
	宿泊日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前
1～14名	50%	20%					
15～30名	50%	20%					

(注)上記取消料率は「諸税別・サービス料等含」の宿泊料金に対して適用します。

(2)ホテル　取消料はホテル毎の宿泊約款により、パンフレット又はホームページ上にそれぞれ記載しております。
(3)同一旅館、ホテルに連泊の場合は、1泊目の宿泊料金を基準として取消料を適用します。
(4)払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限ってお取扱いします。

大野観光自動車株式会社

福井県知事登録旅行業　第2-204号

(社) 日本旅行業協会正会員

〒912-0021　福井県大野市中野57-11-2
TEL:0779-66-3023　FAX:0779-66-1550

総合旅行業務取扱管理者　藤堂規行